

米国の高病原性鳥インフルエンザに関する情報

(平成 27 年 7 月 31 日現在)

動物衛生課

1. 発生状況

(1) 発生概況

- 2014 年 12 月 19 日、米国において、農場における HPAI の発生を 10 年振りに確認 (H5N8 亜型)。
- 2015 年 2 月までは、西海岸地域(ワシントン州、オレゴン州、アイダホ州、カリフォルニア州)で 1 週間に 1 件のペースで発生を確認。2 月から 3 月にかけては、中部の州(ミネソタ州、ミズーリ州、カンザス州、アーカンソー州)でも発生を確認。
- 3 月末から 5 月末には、ミネソタ州及びアイオワ州を中心に、週平均 20 件のペースで発生が急速に増加。2015 年 6 月 17 日にアイオワ州の採卵鶏農場で発生が確認されて以降、新たな HPAI の発生はなく、発生件数は合計で 15 州 231 農場(ほとんどは H5N2 亜型)。
- 2014 年 12 月 14 日、米国・ワシントン州の捕獲野鳥においても HPAI の発生を確認 (H5N2 亜型)。2015 年 6 月までに採取した野鳥のサンプルより、計 91 件の発生を確認 (H5N1 亜型、H5N2 亜型、H5N8 亜型、H5 亜型(N 型不明))。
- これまでに米国における人での感染報告はない。

出典:国際獣疫事務局(OIE)、米国農務省(USDA)

(2) 発生件数

農場における HPAI^{※1}発生件数・と殺羽数(2014 年 12 月～2015 年 6 月)

| 州 | 商用農場 における発 生件数 ^{※2} | うち七面 鳥農場 | うち採卵 鶏農場 | その他 農場 | 裏庭飼 育農場 ^{※3} | 発生 件数 合計 | と殺 羽数 |
|---------|------------------------------------|-------------|-------------|-----------|-----------------------------|----------------|------------|
| ミネソタ | 108 | 103 | 5 | 0 | 1 | 109 | 8,996,050 |
| アイオワ | 71 | 35 | 36 | 0 | 6 | 77 | 31,723,300 |
| サウスダコタ | 10 | 9 | 1 | 0 | 0 | 10 | 1,168,200 |
| ウイスコンシン | 9 | 6 | 2 | 1 | 1 | 10 | 1,950,733 |
| ネブラスカ | 5 | 0 | 5 | 0 | 1 | 6 | 3,794,100 |
| カリフォルニア | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 247,300 |
| ミズーリ | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 3 | 53,100 |
| ノースダコタ | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 111,500 |
| アーカンソー | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 40,020 |
| カンザス | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 10 |
| ワシントン | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 6,710 |

| | | | | | | | |
|--------|-----|-----|----|---|----|-----|------------|
| オレゴン | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 200 |
| モンタナ | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 40 |
| アイダホ | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 30 |
| インディアナ | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 77 |
| 合計 | 210 | 159 | 49 | 2 | 21 | 231 | 48,091,370 |

※1 以下を除き、血清型は H5N2 亜型。

カリフォルニア州の 2 農場、オレゴン州の 1 農場及びインディアナ州の 1 農場における血清型は H5N8 亜型で、ミネソタ州の 2 農場及びアイオワ州の 3 農場における血清型は H5 亜型(N 型は不明)。

※2 感染が確認された商用農場の規模:4,200 羽(七面鳥)～4,910,600 羽(採卵鶏)

※3 感染が確認された裏庭飼育農場の規模:10 羽(混合飼育)～5,830 羽(鳩)

出典:USDA、インディアナ州

(3) 発生状況地図

米国における HPAI の発生状況地図については、農林水産省ホームページ>組織・政策>消費・安全局>鳥インフルエンザに関する情報>国別発生状況の地図を参照願いたい。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

2. 鳥インフルエンザの対策

(1) 防疫措置

- ・ 米国連邦政府、州政府、家きんの所有者等は、海外動物伝染病準備・対応計画 (FAD PReP) に基づいて防疫措置を実施。
- ・ リアルタイム PCR 検査等により H5 又は H7 亜型であることを確認した場合、当該農場で飼養されている家きんは、原則 24 時間以内にと殺を完了。平飼いされている家きん(ブロイラー、七面鳥)に対しては泡沫により、採卵鶏に対しては二酸化炭素ガスによりと殺。
- ・ と殺後、できるだけ速やかに死体及び汚染物品を処理。農場の位置、家きん舎の形態、農場の種類等を踏まえながら、たい肥化(家きん舎内/家きん舎外・敷地内/敷地外)、化製処理、埋立地での処理(landfill)、焼却又は埋却を選択(もしくはこれらのうち複数の方法を選択)。
- ・ 全ての死体の処理(たい肥化の開始、敷地外への搬送)から原則 48 時間以内に清掃及び消毒を完了。まず、乾燥清掃の段階で、全ての有機物質(飼料、寝わら等)をシャベル、箒、ブラシで除去。次に消毒剤の使用を妨げる獣脂等を除去するため、石けんを使って徹底的に洗浄。乾燥後、消毒を行い、その後、表面をすすいで空気乾燥。清掃及び消毒を行った後、環境サンプルによる検査を実施。
- ・ H5 又は H7 亜型であることを確認後、12 時間以内に感染区域(原則半径 3 km)及び緩衝区域(原則半径 3～10 kmの間)を設定し、区域内にある家きん、種卵、家きん由来畜産物、器具、車両等の移動を禁止又は制限。

- H5 又は H7 亜型であることを確認後、24 時間以内に疫学調査を行い、疫学関連農場（発生農場を出入りした人、物、家きん等と接触した家きんのいる農場）を特定。
- H5 又は H7 亜型であることを確認後、感染区域及び緩衝区域内にある全ての疫学関連農場において、最初の 2 週間は 1 日おきに、その後は感染区域／緩衝区域が解除されるまで、5 日ごとにサンプルを採取し、発生状況を確認。
- 発生農場における清掃及び消毒から 21 日以上経過し、発生農場並びに感染区域／緩衝区域において新たな発生が確認されなかった場合、感染区域及び緩衝区域は解除。
- 国際基準に沿って HPAI 清浄国に復帰するため、と殺から 21 日以上経過した後に、3 か月にわたり、再導入した家きんも使って、清浄性確認検査を実施。

出典:USDA

(2) サーベイランス

- 連邦政府、州政府、家きんの所有者等による自主的防疫（National Poultry Improvement Plan, NPIP）の一つとして、種鶏農場、商用農場（採卵鶏、ブロイラー、七面鳥）、裏庭飼育農場等を対象とした鳥インフルエンザ・サーベイランスを実施（NPIP に参加しない農場は、発生時の補償は 25%となる）。
- さらに、生鳥市場及び生鳥市場への供給農場を対象としたサーベイランス及び野鳥を対象としたサーベイランスを実施。
- 2013 年 7 月～2014 年 6 月にかけて、113,090 農場 1,828,443 羽を検査。また、2014 年に生鳥市場の 111,972 羽を検査。
- 米国政府は 2015 年秋より、野鳥のサーベイランスを強化する予定。

出典:USDA

(3) ワクチン接種

- ワクチン接種は原則禁止（2003 年に H7 亜型ウイルスに対してワクチン接種を実施したのが最後）。

出典:USDA

3. 米国における家きん生産

米国産鶏及び七面鳥の飼養戸数及び飼養羽数

| | 2002 | 2007 | 2012 | 日本(2014) |
|---------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 採卵鶏飼養戸数(戸) | 98,315 | 145,615 | 198,272 | 2,640 |
| 採卵鶏飼養羽数(千羽) | 334,435 | 349,773 | 350,716 | 174,806 |
| ブロイラー飼養戸数(戸) | 37,937 | 32,668 | 42,226 | 2,380 |
| ブロイラー飼養羽数(千羽) | 1,389,279 | 1,602,575 | 1,506,277 | 135,747 |
| 七面鳥飼養戸数(戸) | 16,586 | 17,226 | 19,956 | 177 |
| 七面鳥飼養羽数(千羽) | 93,028 | 107,174 | 100,792 | 1.4 |

出典:USDA、畜産統計、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等

4. 我が国の米国産家きん関連品の輸入検疫措置と輸入状況

(1) 生きた家きんの家畜衛生条件:あり

- ・ 我が国は家畜衛生条件に基づき、米国から初生ひな及び種卵の輸入を認めている。

(2) 家きん由来畜産物の家畜衛生条件:あり

- ・ 我が国は家畜衛生条件に基づき、米国から家きん肉、骨、脂肪、血液、皮、腱及び臓器(筋胃、心臓及び肝臓)の輸入を認めている(また、米国からの卵についても、必要事項が記載された証明書が添付されたものの輸入を認めている)。

(3) 鳥インフルエンザ発生に伴う輸入停止措置状況

- ・ 2014年12月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、以下の15州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止中
 - ①2014年12月20日以降、米国オレゴン州
 - ②2015年1月5日以降、米国ワシントン州
 - ③2015年1月19日以降、米国アイダホ州
 - ④2015年1月25日以降、米国カリフォルニア州
 - ⑤2015年3月6日以降、米国ミネソタ州
 - ⑥2015年3月10日以降、米国ミズーリ州
 - ⑦2015年3月10日以降、米国カンザス州
 - ⑧2015年3月12日以降、米国アーカンソー州
 - ⑨2015年4月3日以降、米国サウスダコタ州
 - ⑩2015年4月4日以降、米国モンタナ州
 - ⑪2015年4月13日以降、米国ノースダコタ州
 - ⑫2015年4月14日以降、米国ウィスコンシン州
 - ⑬2015年4月15日以降、米国アイオワ州
 - ⑭2015年5月12日以降、米国インディアナ州
 - ⑮2015年5月13日以降、米国ネブラスカ州

(4) 輸入量

米国からの生きた家きん、卵、家きん肉等の輸入実績

| | 2012 | 2013 | 2014 |
|--------------|---------|--------|--------|
| 生きた家きんのひな(羽) | 152,600 | 61,401 | 34,832 |
| 家きんの卵(トン) | 11,003 | 11,505 | 11,235 |
| 家きん肉等(トン) | 30,386 | 23,768 | 27,026 |

出典:財務省「貿易統計」

5. 米国への出入国状況

米国からの日本への年間入国者数 (単位:人)

| 年 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 入国者数 | 4,113,310 | 3,815,456 | 4,414,782 | 4,529,567 |

出典: 日本政府観光局 (JNTO)

※ 訪日外客数(日本人を含まない)と日本人米国訪問者数から推定

日本から米国への年間訪日外客数 (単位:人)

| 年 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問者数 | 3,386,076 | 3,249,569 | 3,698,073 | 3,730,287 |

出典: 日本政府観光局 (JNTO)

6. 学術的背景

本病の学術的背景については、(独)農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ>動物衛生研究所>高病原性鳥インフルエンザを参照願いたい。

http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html

7. 関連情報

その他、関連情報については以下のウェブサイトを参照願いたい。

- 厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

- 世界保健機構(WHO)ウェブサイト(英語)

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/en/

- 国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイト(英語)

<http://www.oie.int/animal-health-in-the-world/web-portal-on-avian-influenza/about-ai/disease-information/>

- 動物検疫所ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

(動物検疫所の配置図) http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html

(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>